

平成29年施行予定らしい

事務員採用試験(仮称)

変でしょ？

2017年2月7日の部局長会と
2月9日に過半数代表と
組合への説明会が
ありました。

5年の期限を超えても、この試験を受けたら
合格者だけ！【無期雇用の非常勤職員】で採用、
なんて案が出ているんだって！

わあい！
私だけは
受かるはず！

どうということ？ 組合にきいてみよう！

大問題だよ！

法律に
反してる！

組合との確認事項を
一方的に破ってる！
大学が、職場が
おかしくなる！

詳しくは
裏面を！

ヒエッ…
実質
クビキリ
やん…

名大職組は、今回のこの提案に反対します!!

**「5年以上働いたら、希望者を
無期雇用に転換して下さい」**

法律を遵守してほしいと言う主張です

あなたの声も組合と一緒に
大学へ届けましょう！

名古屋大学職員組合

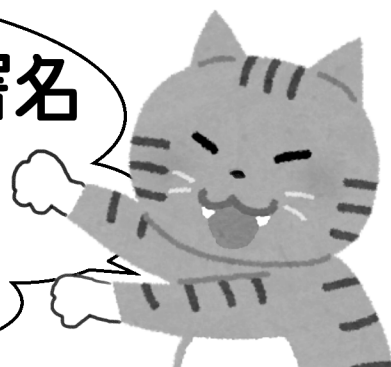
〒464-8601 名古屋市千種区不老町
office 工学部2号館北館3階332号室

Tel/Fax 052-789-4913

e-mail nuufs@nuufs.org

5年期限問題の署名
やってます！

しめきり再延長
しました！
ぜひ署名にご協力
お願いします！



無期雇用者を【新しく】採用する試験で、5年期限の雇用問題を大量雇止めで【解決】しちゃうなんて言う

事務員採用試験(仮称) は、問題点だらけ！

問題ばっかだよ！

まず今でさえ、雇用期限が
実質無期の人(法人化前に採用)と
有期の人(法人化後に採用)が
説明なく混在で差別があるのに
職場がもっとギスギスする！

これ以上、職質を作らないって
組合と「団体交渉に関する確認書」で約束したのに！

まさか法律に反したこれだけで雇用期限問題は
対応OK★と思ってるわけじゃないよね？！

ほかの各国立大学でも
同じような法律無視の制度が
横暴に作られつつあり、
とくに東北大学は、弁護士さんを
交えての大学との協議など
大変な事態になってる！

仮にこの法律の趣旨に反した
試験をやったにしても、
不合理な差別を禁じた
改正労働契約法 第20条に
反してるよ！



5年も働いて経験も積んだ
充分な即戦力の人を試験で落とし、
でも、落とした人が担ってた仕事を
穴埋めするため、
未経験の新しい人を試験しないで
雇って同じ業務させるの？
また有期期限で？とっても不合理！

今ある業務が変わらず継続されて
同じ仕事をするところでも？

組合が要求する【希望者だけを、無期職に
レスポンスにもなってないよ！

あなたが受験の年に試験がない・合格者0人かも！
そもそも『募集』がなかったら
採用がない…どころか「仕方ないで
試験がないんだよ？ いいの？
何人採用するか、試験するかすら
不明のもの…信用できる？

(学内で採用できる職場を募り、応答があれば
はじめてスタートラインの試験が開催)

ええ…(困惑)
問題だらけじゃん…
大丈夫なの名大…

良くない！と思ったら！
あなたの声も組合と一緒に
大学へ届けましょう！

毎週(火曜)のお昼休み、パート職員で話し合いもしています
気になったらぜひ、下記の場所へお気軽においで下さい！

名古屋大学職員組合

〒464-8601 名古屋市中区千種区不老町
office 工学部2号館北館3階332号室
Tel/Fax 052-789-4913
e-mail nuufs@nuufs.org

5年期限問題の署名
やってます！

しめきり
再延長
しました！



ぜひ署名に
ご協力をお願
いします！



★試験案の概要などは
こちら↓名古屋大学 <http://www.nagoya-u.ac.jp/>の最下部、「[学内専用]」↓「役員会・部局長会等
資料(役員会・部局長会・教育研究評議会資料)」↓「部局長会・教育研究評議会」↓「平成28年度」
⇒「H29.02.07」⇒「部局長会(第172回)」PDFで資料が置いてあります。

